

平成28年度

社会福祉法人三原村社会福祉協議会事業計画書

I 基本方針

少子高齢化や過疎化の進行、地域住民同士の支え合いの希薄化などによる社会的孤立の問題はもとより、新たに経済状況や雇用環境の厳しさと相まった経済的困窮者や就労困難者への生活支援なども求められる中、当村に於いても過疎化・子育てや介護をめぐる問題・生活困窮をはじめとする深刻な生活課題など、社会福祉制度の枠組みだけでは対応することが難しい課題が顕在化しています。このような中、地域福祉を推進する中核的な団体として当協議会がその機能を発揮し、各地域・団体が取り組もうと発信するアクションプランの推進や、多くの活動の支援を行うとともに、支え合う社会の実現に向けて、より一層、村民の皆様信頼される「社協」となるように行政、地域住民、関係諸団体との連絡調整を保ち、地域福祉活動の実践を推進していく。

II 重点目標

1. 地域福祉計画・活動計画の見直し（第2期計画の策定）
2. 関係諸団体との連携した事業の推進
3. 住民参加による生活援助等の地域福祉の推進
4. 介護保険制度及び障害者総合支援制度に関する事業の推進
5. 介護予防事業等に関する事業の推進
6. あったかふれあいセンター事業拠点体制づくり強化
7. 総合相談窓口体制づくり

III 事業計画

1. 地域福祉計画・活動計画の見直し（第2期計画の作成）

平成24年度に策定した第1期三原村地域福祉計画活動計画を行政と共に見直し第2期の三原村地域福祉計画活動計画の策定をします。

2. 介護保険事業

- ① 訪問介護事業（予防含む）・地域密着型通所介護事業（予防含む）

【通所介護事業は、毎週月曜日・水曜日・金曜日（但し、土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日は除く）】

要介護状態又は、要支援状態となった利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行い、利用者の心身機能の維持を図るとともに、介護者の負担の軽減を図っていく。又、今後介護予防サービスが新しい総合事業に移行することにより、介護事業所による既存のサービスに加えて、様々な主体により、多様なサービスが提供されることにより、利用者の選択の幅が広が

ることとなります。29年度以降までに、住民課と連携を図りながら対策を検討していききたいと思います。

3. 介護予防等事業

① 地域のつどい事業

地域住民を主体とし、高齢者の介護予防、生きがいづくり、地域づくりの場を目的に各集会所（10地区）において月1回開催していきます。

4. 安心生活創造推進事業

今年度は三原村地域福祉計画・活動計画の見直しの年であり、14地区にてこれまでの取り組みを振り返り、見守り体制の充実を図り福祉課題が迅速に解決に向かう仕組みづくりと福祉課題に向けた住民主体の取り組みが振興されるよう地域支援をしていきます。

5. あったかふれあいセンター事業

地域福祉コーディネーターを中心に全地域を対象に個別訪問を実施し地域の課題やニーズを把握し生活支援をしていく。また、65歳以上の高齢者を対象に把握したニーズを元に包括支援センターと定期的にケース会議を開催し、情報交換しながら個別支援の方針を行って支援していきます。

三原村地域福祉計画活動計画の第2期計画の策定をするために14地区に入っていく座談会を開催し、地域の課題やニーズについて協議し、行政と共に一体となり第2期の地域福祉計画活動計画を策定する。また、地域福祉（活動）計画の策定にあたり地域福祉活動推進委員会を開催し地区ごとの進捗状況などを検討していきます。

住民参加型まちづくり普及啓発事業として、27年度に実施した地域住民による住民とのふれあいを目的としたイベントの継続支援や新たな取り組みに対し支援を行っていく。また、実施したイベント等については活動報告書を作成し、住民に周知していきます。

「集い」においては、地区集会所14ヶ所を中心に活用し、月22ヶ所実施し、「訪問」活動は週2日以上、「配食サービス」を毎週水曜日・金曜日（但し、祝祭日・12月29日から1月3日は除く）行っていきます。

6. 募金関係

① 共同募金目標額達成

② 日赤社資の目標額達成

7. 生活福祉資金貸付事業（県社協委託）

他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害をもつ方の世帯等を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助を行うことにより自立への支援を行います。

8. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業：県社協委託）

認知症や知的・精神障害等により判断能力に不安がある方への日常の金銭管理や福祉サービス利用についての援助及び書類預かりなどにより、安心して日常生

活を送れるようにお手伝いします。

9. 生活困窮者自立支援事業

村内において現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性ある者（65歳以下）で自立（就労意欲）が見込まれる者に対し、管内保健所等関係機関と連携しながら「自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する。）」を実施し支援していきます。

10. 心配ごと相談所の開設（年6回）

行政・人権相談員と連携、協力のもとに相談事業の充実を図っていきます。

11. 福祉ふれあい運動会

三原村文化協会と連携をとり全地域住民を対象に行います。

12. 福祉器具の無料貸し出し等（介護保険対象外）

電動ベットや車椅子の貸し出しや、紙おむつなどの斡旋をしていきます。

13. 福祉教育

小学生対象に車椅子体験学習、中学生を対象に高齢者疑似体験を行い、福祉について学んでもらう。

14. 関係諸団体等と連携を図り事業の展開

各種団体等の弱体化の解消を図るため、各団体等と連携を図りながら円滑な事業の推進に協力していく。